

指定介護老人福祉施設サービスにかかる費用について

介護保険サービス費用

1. 基本部分（ご利用者様の負担割合に応じた料金となります）

介護度別費用		1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要介護 1	5,890 円/日	589 円	1,178 円	1,767 円
要介護 2	6,590 円/日	659 円	1,318 円	1,977 円
要介護 3	7,320 円/日	732 円	1,464 円	2,196 円
要介護 4	8,020 円/日	802 円	1,604 円	2,406 円
要介護 5	8,710 円/日	871 円	1,742 円	2,613 円

2. 加算項目（ご利用者様の負担割合に応じた料金となります）

加算項目		費 用	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	補 足
体制加算等	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	360 円/月	36 円	72 円	108 円	6 か月間又は 12 か月間における新規入所者のうち日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する割合が 100 分の 65 以上
	看護体制加算（Ⅰ）□	40 円/月	4 円	8 円	12 円	常勤の看護師を 1 名以上配置している
	看護体制加算（Ⅱ）□	80 円/月	8 円	16 円	24 円	看護職員を常勤換算法で入所者数が 25 又はその端数が増えるごとに 1 名以上配置している
	夜勤職員配置加算（Ⅰ）□	130 円/月	13 円	26 円	39 円	夜勤を行う介護職員の数を、最低基準を 1 以上上回り配置している
外泊時費用 ※ 1 月に 6 日間が限度。ただし初日及び最終日は算定不可		2,460 円/日	246 円	492 円	738 円	病院への入院及び居宅等へ外泊時された時
外泊時在宅サービス利用費用 ※ 1 月に 6 日間を限度		5,600 円/月	560 円	1,120 円	1,680 円	外泊期間中のベッドを利用し、在宅サービスを提供した場合
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※併せて個別機能訓練加算算定の場合は 100 単位/月		2,000 円/回	200 円	400 円	600 円	通所リハビリテーション事業所等の理学療法士等と共同して個別機能訓練の計画、実施、評価を行っている
個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）	120 円/日	12 円	24 円	36 円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の作業療法士等を 1 名以上配置している
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	200 円/月	20 円	40 円	60 円	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に有効に活用している
初期加算 ※入所日より 30 日以内の期間		300 円/日	30 円	60 円	90 円	施設での生活に慣れていただくための様々な支援を行う
再入所時栄養連携加算 ※栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない ※ 1 回を限度とする		2,000 円/回	200 円	400 円	600 円	医療機関入院中に嚥下調整食が必要となった入所者に対し、双方の管理栄養士が連携し、再入所時の栄養ケア計画を作成した場合
若年性認知症入所者受入加算		1,200 円/日	120 円	240 円	360 円	40 歳以上 65 未満の若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を決め特徴、ニーズに合わせてサービスを提供

退所前訪問相談援助加算		4,600 円/回	460 円	920 円	1,380 円	退所に先立ち、退所先に訪問し入所者及び家族に対し療養上の指導を行う
退所後訪問相談援助加算 ※2回を限度とする		4,600 円/回	460 円	920 円	1,380 円	退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し相談援助を行った場合
退所時相談援助加算		4,000 円/回	400 円	800 円	1,200 円	退所後に居宅サービスを利用する場合、入所者、家族に保険医療サービス等に関して相談援助を行う。また退所後2週間以内に介護老人支援センター等に対し、居宅サービスに必要な介護状況等について文章を添え情報を提供した場合
退所前連携加算		5,000 円/回	500 円	1,000 円	1,500 円	介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービス利用上必要な調整を行った場合
退所時情報提供加算		2,500 円/回	250 円	500 円	750 円	入所者が退居し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供したうえで紹介を行った場合
協力医療機関連携加算（Ⅰ）		500 円/月	50 円	100 円	150 円	常時相談・診療を行う体制、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。利用者の病歴等の情報を共有している
経口移行加算 ※栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない		280 円/日	28 円	56 円	84 円	医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して経口移行計画を作成し、計画に従い、管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援を行った場合
経口維持加算※3	経口維持加算（Ⅰ） ※経口移行加算を算定している場合は算定しない	4,000 円/月	400 円	800 円	1,200 円	医師が誤嚥等により継続して経口による食事摂取を進める為に誤嚥を防止しつつ、食形態、摂食方法に適切な配慮が必要と判断し、多職種が共同して経口維持計画書に基づき栄養管理を実施した場合
	経口維持加算（Ⅱ） ※経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には算定しない	1,000 円/月	100 円	200 円	300 円	食事の観察及び会議等の実施にあたり、歯科衛生士が加わった多職種で共同して経口維持計画書を作成した場合
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	900 円/月	90 円	180 円	270 円	歯科衛生士が、口腔衛生等の管理に関わる計画を作成し、月に2回以上口腔衛生管理を行うこと。また、介護職員に対し、指導を行う。必要時口腔に関する相談等に対応する場合
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1,100 円/月	110 円	220 円	330 円	口腔衛生管理加算の要件に適合し、口腔衛生等に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理実施のために情報を有効活用した場合
療養食加算 （1日3回を限度）		60 円/回	6 円	12 円	18 円	入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の提供が行われ、管

						理栄養士によって管理されている場合
配置医師 緊急時対応加算	配置医師の勤務時間外の場合	3,250 円/回	325 円	650 円	975 円	配置医師が24時間対応できる体制を整え、下記の時間帯に診療を行った場合
	早朝又は夜間の場合	6,500 円/回	650 円	1,300 円	1,950 円	勤務時間外 午前8時から午後6時までの時間帯のうち配置医師の勤務時間外の時間帯
	深夜の場合	13,000 円/回	1,300 円	2,600 円	3,900 円	早朝、夜間 午前6時～8時 午後6時～10時 深夜 午後10時～翌朝6時
看取り介護加算 (Ⅱ)	死亡日以前31～45日	720 円/日	72 円	144 円	216 円	医師、看護師と24時間連絡を取れる体制を整備し、看取り介護を行い、施設内で亡くなった場合
	死亡日以前4～30日	1,440 円/日	144 円	288 円	432 円	
	死亡日の前日・前々日	7,800 円/日	780 円	1,560 円	2,340 円	
	死亡日	15,800 円/日	1,580 円	3,160 円	4,740 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※入所した日から7日を限度		2,000 円/日	200 円	400 円	600 円	医師が認知症行動、心理症状により緊急に入所が適当と判断し入所した場合
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30 円/月	3 円	6 円	9 円	入所者ごとに褥瘡の発生リスクについて定期的に評価し、その結果を厚生労働省に提出している
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	130 円/月	13 円	26 円	39 円	褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がないこと
排せつ支援加算	排せつ支援加算(Ⅰ)	100 円/月	10 円	20 円	30 円	医師、看護師、介護支援専門員等多職種が共同して排せつに関する分析、評価を行い、支援計画を作成し、定期的に見直しをしている場合
	排せつ支援加算(Ⅱ)	150 円/月	15 円	30 円	45 円	評価の結果排尿、排便の状態の一方に改善とともにいずれにも悪化がない場合
	排せつ支援加算(Ⅲ)	200 円/月	20 円	40 円	60 円	評価の結果排尿、排便の状態の一方に改善とともにいずれにも悪化がなくおむつを使用している状態から改善している場合
自立支援促進加算		3,000 円/月	300 円	600 円	900 円	医師が自立支援のために医学的評価を行い多職種が共同して支援計画を策定、実施、定期的に見直ししている上、情報を厚生労働省に提出している
科学的介護推進体制加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)の併算不可	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400 円/月	40 円	80 円	120 円	入所者の心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500 円/月	50 円	100 円	150 円	入所者の疾病等の状況等を厚生労働省に提出している
安全対策体制加算 ※入所者1人につき1回を限度		200 円/回	20 円	40 円	60 円	安全対策に係る外部研修を受講した担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		100 円/月	10 円	20 円	30 円	協力医療機関と連携し、感染症発生時に適切に対応する体制を確保している。年に1回以上、医療機関等で行う院内感染対

					策に関する研修または訓練に参加している。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円/月	10 円/月	20 円/月	30 円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全、介護サービスの質の向上等を検討する委員会を設置し、業務改善の効果を厚生労働省に提出している
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定合計単位数×14.0%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別掛【14.0%】を乗じた単位数

介護保険給付対象外サービス費用

		4段階以上 負担額	負担限度額		
			第3段階	第2段階	第1段階
食費		1,930 円/日	①650 円/日 ②1,360 円/日	390 円/日	300 円/日
居住費	従来型個室	1,880 円/日	①880 円/日 ②880 円/日	480 円/日	380 円/日
	多床室（2床室・4床室）	1,400 円/日	①430 円/日 ②430 円/日	430 円/日	0 円/日
おやつ代		60 円/回		60 円/回	0 円/回 [※]
理容料					2,465 円/回
日用品購入、特別な食事等、レクリエーション・クラブ活動費等			実費		

※低所得者の負担を抑えるため、第1段階の方のおやつ代は施設が負担します。

注) 第1～3段階の方が6日を超えて外泊又は入院時にお部屋を確保される場合、7日目以降については第4段階（従来型個室：1,880円/日、多床室：1,400円/日）でのご負担になりますのでご注意ください。

参考) 補足給付について

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 		単身	1,000 万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（非課税年金を含む） + 合計所得金額が 80 万円以下	単身	650 万円以下
第3段階①		年金収入金額（非課税年金を含む） + 合計所得金額が 80 万円超～120 万円以下	単身	550 万円以下
第3段階②		年金収入金額（非課税年金を含む） + 合計所得金額が 120 万円超	単身	500 万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 		夫婦	2,000 万円以下